

## 諸規則改正

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

現行	改正後の規則
スポーツ仲裁規則 2条 (この規則の適用)	
<p>1 この規則は、スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について、競技者等が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立てに適用される。ただし、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則によるべき仲裁申立ては除く。</p> <p>2 この規則による仲裁をするには、申立人と被申立人との間に、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意がなければならない。仲裁合意は書面その他意思を明確に示す方法でなければならない。</p> <p>3 この規則は、競技団体の規則中に競技者等からの不服申立て等についてスポーツ仲裁パネルによる仲裁にその解決を委ねる旨を定めている場合において、その定めるところに従って<u>競技者等が申立人として、競技団体を被申立人とする仲裁申立てをしたときにも適用される。この場合には、仲裁申立ての日に前項の合意がなされたものとみなす。</u></p>	<p>1 この規則は、スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が<u>競技者等に対して</u>行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について、<u>その決定に不服がある競技者等（その決定の間接的な影響を受けるだけの者は除く。）</u>が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立てに適用される。ただし、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則によるべき仲裁申立ては除く。</p> <p>2 この規則による仲裁をするには、申立人と被申立人との間に、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意がなければならない。仲裁合意は書面その他意思を明確に示す方法でなければならない。</p> <p>3 この規則は、競技団体の規則中に<u>競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定に対する</u>不服についてはスポーツ仲裁パネルによる仲裁にその解決を委ねる旨を定めている場合において、その定めるところに従って申立てがされたときは、仲裁申立ての日に前項の合意がなされたものとみなす。</p>

現行	改正後の規則
スポーツ仲裁規則 3条 (定義)	

<p>1 この規則において「競技団体」とは、次の各号に定めるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 財団法人日本オリンピック委員会</li> <li>二 財団法人日本体育協会</li> <li>三 財団法人日本障害者スポーツ協会</li> <li>四 各都道府県体育協会</li> <li>五 前 4 号に定める団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体</li> </ul>	<p>1 この規則において「競技団体」とは、次の各号に定めるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 財団法人日本オリンピック委員会</li> <li>二 財団法人日本体育協会</li> <li>三 財団法人日本障害者スポーツ協会</li> <li>四 各都道府県体育協会</li> <li>五 前4号に定める団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体</li> </ul>
<p>2 この規則において「競技者」とは、スポーツ競技における選手及びそのチームをいう。チームは監督その他の代表者により代表されるものとする。</p>	<p>2 この規則において「<u>競技者等</u>」とは、スポーツ競技における選手、<u>監督、コーチ、チームドクター、トレーナー、その他の競技支援要員</u>及び<u>それらの者により構成される</u>チームをいう。チームは監督その他の代表者により代表されるものとする。<u>競技団体の評議員、理事、職員その他のスポーツ競技の運営に携わる者を除く。</u></p>
<p>3 <u>この規則において「監督」とは、競技者に対してスポーツ競技に関して指揮命令をすることができる立場にある者をいう。</u></p>	<p>3 <u>(削除)</u></p>
<p>4 <u>この規則において「競技支援要員」とは、コーチ、ドクター、トレーナー等、競技者のためにスポーツ競技に関与する者をいう。</u></p>	<p>4 <u>(削除)</u></p>
<p>5 <u>この規則において「競技者等」とは、競技者、監督、競技支援要員、及びそれらの者の属する団体をいう。</u></p>	<p>5 <u>(削除)</u></p>
<p>6 この規則において「当事者」とは、申立人及び被申立人の一方又は双方をいう。複数の申立人及び複数の被申立人は、仲裁人の選定については、それぞれ 1 の当事者とみなす。</p>	<p>6 この規則において「当事者」とは、申立人及び被申立人の一方又は双方をいう。複数の申立人及び複数の被申立人は、仲裁人の選定については、それぞれ 1 の当事者とみなす。</p>
<p>7 この規則において「日本スポーツ仲裁機構」とは、<u>一般財団法人日本スポーツ仲裁機構定款に基づき 2009 年 4 月 1 日に設立された団体</u>をいう。</p>	<p>7 この規則において「日本スポーツ仲裁機構」とは、<u>公益</u>財団法人日本スポーツ仲裁機構をいう。</p>

8 この規則において、「申立書」、「答弁書」その他の「書面」は、紙を媒体とするものに限らず、後の参照の用に供しうる情報を残す通信手段によるものも含むものとする。「委任状」についてもまた同じ。	8 この規則において、「申立書」、「答弁書」その他の「書面」は、紙を媒体とするものに限らず、後の参照の用に供しうる情報を残す通信手段によるものも含むものとする。「委任状」についてもまた同じ。
---	---

現行	改正後の規則
スポーツ仲裁規則 13 条（仲裁申立の期限）	
1 仲裁の申立ては、競技者等が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から 6 ヶ月以内、又はそれを知らなかった場合には、その決定をした日から 1 年以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。	1 仲裁の申立ては、 <u>申立人</u> が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から 6 ヶ月以内、又はそれを知らなかった場合には、その決定をした日から 1 年以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。
2 仲裁の申立てに先立ち、実質的に同一の紛争について、前項に定める期限内に特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あつせん）規則に基づく調停の申立てがされた場合には、同規則第 11 条第 1 項に従ってされる調停申立ての受理の発信日をもって、前項に定める期間の進行は停止する。この停止は、被申立人が調停に応じないことを理由に同規則第 11 条第 2 項に従って日本スポーツ仲裁機構から調停申立書が申立人に差し戻されたとき、又は同規則第 19 条第 2 項に従って調停が終了したときには、それぞれその日をもって解除される。ただし、期間の進行の再開の時点において、前項に定める期限までの期間が 1 ヶ月未満であるときには、1 ヶ月以内に仲裁の申立てをすればよいものとする。	2 仲裁の申立てに先立ち、実質的に同一の紛争について、前項に定める期限内に特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あつせん）規則に基づく調停の申立てがされた場合には、同規則第 11 条第 1 項に従ってされる調停申立ての受理の発信日をもって、前項に定める期間の進行は停止する。この停止は、被申立人が調停に応じないことを理由に同規則第 11 条第 2 項に従って日本スポーツ仲裁機構から調停申立書が申立人に差し戻されたとき、又は同規則第 19 条第 2 項に従って調停が終了したときには、それぞれその日をもって解除される。ただし、期間の進行の再開の時点において、前項に定める期限までの期間が 1 ヶ月未満であるときには、1 ヶ月以内に仲裁の申立てをすればよいものとする。
3 前 2 項の規定は、競技団体の規則又は当事者間の合意において別段の定めがある場合はこの限りではない。	3 前 2 項の規定は、 <u>不服の対象となっている決定をした</u> 競技団体の規則又は当事者間の合意において別段の定めがある場合はこの限りではない。

現行	改正後の規則
スポーツ仲裁関連規則 14 条 (仲裁の申立て)	
<p>1 この規則による仲裁を申立てようとする<u>競技者等</u>は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること</p> <p>(2) 当事者双方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 代理人を定めた場合には、その氏名及び住所</p> <p>(4) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定及びその連絡先（書面送付場所、電話番号、携帯電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）</p> <p>(5) 申立ての対象となる決定の特定</p> <p>(6) 援用する仲裁合意又は競技団体規則の有無</p> <p>(7) 請求の趣旨（求める救済内容）</p> <p>(8) 必要がある場合には、申立ての対象となる決定の執行停止その他の暫定措置の請求及びその具体的な理由</p> <p>(9) 紛争の概要</p> <p>(10) 請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法</p> <p>2 申立人は、仲裁申立書とともに、援用する仲裁合意の写し又は競技団体規則がある場合にはその写しを、日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>3 申立人が<u>複数人から構成される</u>チームである場合には、その代表者を特定し、そのことを裏付ける資料を提出しなければならない。</p> <p>4 代理人によって仲裁手続を行う場合に</p>	<p>1 この規則による仲裁を申立てようとする者は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>(1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること</p> <p>(2) 当事者双方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 代理人を定めた場合には、その氏名及び住所</p> <p>(4) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定及びその連絡先（書面送付場所、電話番号、携帯電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）</p> <p>(5) 申立ての対象となる決定の特定</p> <p>(6) 援用する仲裁合意又は競技団体規則の有無</p> <p>(7) 請求の趣旨（求める救済内容）</p> <p>(8) 必要がある場合には、申立ての対象となる決定の執行停止その他の暫定措置の請求及びその具体的な理由</p> <p>(9) 紛争の概要</p> <p>(10) 請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法</p> <p>2 申立人は、仲裁申立書とともに、援用する仲裁合意の写し又は競技団体規則がある場合にはその写しを、日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>3 申立人がチームである場合には、その代表者を特定し、そのことを裏付ける資料を提出しなければならない。</p> <p>4 代理人によって仲裁手続を行う場合には、代理人は、仲裁申立書とともに、委</p>

<p>は、代理人は、仲裁申立書とともに、委任状を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>5 申立人は、仲裁申立ての際、スポーツ仲裁料金規程に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。申立人がこれを納付しないときは、仲裁申立ては撤回されたものとみなす。</p> <p>6 仲裁申立書が本条に定める要件を欠く場合には、日本スポーツ仲裁機構は相当な期間を定め、その期間内にその欠ける部分を補正すべきことを申立人に通知し、申立人がこれに従わない場合には、仲裁申立てはなされなかったものとして扱う。</p> <p>7 第2項の仲裁合意がない場合において、日本スポーツ仲裁機構が適当と判断するときは、被申立人に対して連絡をとり、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意を行うかどうか打診（確認）することができる。</p>	<p>任状を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>5 申立人は、仲裁申立ての際、スポーツ仲裁料金規程に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。申立人がこれを納付しないときは、仲裁申立ては撤回されたものとみなす。</p> <p>6 仲裁申立書が本条に定める要件を欠く場合には、日本スポーツ仲裁機構は相当な期間を定め、その期間内にその欠ける部分を補正すべきことを申立人に通知し、申立人がこれに従わない場合には、仲裁申立てはなされなかったものとして扱う。</p> <p>7 第2項の仲裁合意がない場合において、日本スポーツ仲裁機構が適当と判断するときは、被申立人に対して連絡をとり、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意を行うかどうか打診（確認）することができる。</p>
--	--

現行	改正後の規則
スポーツ仲裁関連規則 16 条（答弁）	
<p>1 被申立人は、第15条第1項に定める仲裁申立受理通知の発信日から3週間以内に、次に掲げる事項を記載した答弁書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当事者双方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 代理人を定めた場合には、その氏名及び住所</p> <p>(3) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定及びその連絡先（書面送付場所、電話番号、携帯電話番号、フ</p>	<p>1 被申立人は、第15条第1項に定める仲裁申立受理通知の発信日から3週間以内に、次に掲げる事項を記載した答弁書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当事者双方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 代理人を定めた場合には、その氏名及び住所</p> <p>(3) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定及びその連絡先（書面送付場所、電話番号、携帯電話番号、フ</p>

<p>ファクシミリ番号及び電子メールアドレス)</p> <p>(4) 答弁の趣旨</p> <p>(5) 紛争の概要</p> <p>(6) 答弁の具体的な理由及び証明方法</p> <p>2 <u>団体である被申立人</u>は、その団体の組織規定の写しとともに、仲裁手続がその団体を代表する資格を有する者によって行われることを示す資料を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>3 代理人によって仲裁手続を行う場合には、代理人は、答弁書とともに、委任状を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>4 答弁書の提出があった場合には、日本スポーツ仲裁機構は遅滞なく当事者、及び仲裁人が選定されているときは仲裁人に、その写しを送付する。</p>	<p>ファクシミリ番号及び電子メールアドレス)</p> <p>(4) 答弁の趣旨</p> <p>(5) 紛争の概要</p> <p>(6) 答弁の具体的な理由及び証明方法</p> <p>2 被申立人は、その団体の組織規定の写しとともに、仲裁手続がその団体を代表する資格を有する者によって行われることを示す資料を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>3 代理人によって仲裁手続を行う場合には、代理人は、答弁書とともに、委任状を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>4 答弁書の提出があった場合には、日本スポーツ仲裁機構は遅滞なく当事者、及び仲裁人が選定されているときは仲裁人に、その写しを送付する。</p>
---	---

現行	改正後の規則
<p>スポーツ仲裁規則 附則</p> <p>附則 1～9 は省略</p> <p>附則 10 この規則は、2013年6月5日から施行する。</p>	<p>附則 1～9 は省略</p> <p>附則 10 この規則は、2013年6月5日から施行する。</p> <p><u>附則 11</u> <u>この規則は、2013年9月1日から施行する。ただし、この規則の施行の際、現に継続している仲裁事件に関してはなお従前の例による。</u></p>

現行	改正後の規則
スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程 1条（目的）	スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程 1条（目的）
この規程は、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則第 9 条並びに特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第 10 条に定める事務に関して必要な事項を定めることを目的とする。	この規程は、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則第 9 条、 <u>加盟団体スポーツ仲裁規則第 9 条</u> 、並びに特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第 10 条に定める事務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

現行	改正後の規則
スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程 附則	スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程 附則
附則 1～2 は省略	附則 1～2 は省略
附則 3 この規則は、2011 年 6 月 28 日から施行する。	附則 3 この規則は、2011 年 6 月 28 日から施行する。
	<u>附則 4</u> <u>この規則は、2013 年〇月〇日（理事会決定の日）から施行する。</u>

以上